杉並区立永福南小学校・永福小学校統合協議会設置要綱

平成 22 年 5 月 7 日 22 杉教第 982 号

(設置)

第1条 杉並区立永福南小学校(以下「永福南小学校」という。)と杉並区立永福小学校(以下「永福小学校」という。)の統合を円滑に進め、統合に伴い設置される小学校(以下「統合校」という。)の開校に向けての検討を行うため、杉並区立永福南小学校・永福小学校統合協議会(以下「統合協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 統合協議会の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 統合校の内容に関すること。
- (2) 統合校の施設整備に関すること。
- (3) その他統合の準備に関する必要な事項

(組織)

- 第3条 統合協議会は、教育長が委嘱又は任命する次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 永福南小学校長
- (2) 永福小学校長
- (3) 永福南小学校副校長
- (4) 永福小学校副校長
- (5) 永福南小学校通学区域内に存する町会及び自治会の代表 2名
- (6) 永福小学校通学区域内に存する町会及び自治会の代表 2名
- (7) 永福南小学校保護者 3名
- (8) 永福小学校保護者 3名
- (9) 永福南小学校学校関係者 3名
- (10) 永福小学校学校関係者 3名
- (11) 永福南小学校教職員 1名
- (12) 永福小学校教職員 1名
- (13) 教育委員会事務局教育改革担当部長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。ただし、教育長が 必要と認めたときは、その任期を延長することができる。

(会長及び副会長)

第5条 統合協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、統合協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 統合協議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めたときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は 説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 統合協議会の会議は公開とする。ただし、出席者の過半数で決定したときは非公 開とすることができる。

(庶務)

第8条 統合協議会の庶務は、教育委員会事務局教育改革推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、統合協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成22年5月27日から施行する。